

民間チャレンジの後押し × 社会変化への対応 「指定管理者制度運用ガイドライン」改正説明会を開催します ～ 民間のチカラ、もっと活かせる新制度へ～

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに対し、より効果的かつ効率的に対応するために、「公の施設」の管理運営を民間事業者に委ねる制度です。指定管理者制度導入から約20年が経過する中、横浜市では、制度のメリットをより一層引き出し、魅力ある施設運営につなげるため、ガイドラインの全面改正を本年9月に行いました。

つきましては、ガイドラインの改正のポイントを現指定管理者をはじめとする事業者の皆様に紹介し、制度への理解や期待を高めていただくことを目的に、説明会を開催します。

1 説明会の開催概要

(1) 日時

令和7年12月5日（金）14時から16時まで（開場：13時30分）

(2) 会場

横浜市戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール

住所：横浜市戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎4階

アクセス：JR・横浜市営地下鉄「戸塚駅」西口より徒歩約2分

(3) 対象者

現横浜市指定管理者及び横浜市の指定管理者制度に関心のある事業者の皆様

(4) プログラム

第1部 基調講演

講 師：一般社団法人指定管理者協会 理事長 桧森 隆一 氏

内 容：民間ノウハウを活用した施設運営について

第2部 「指定管理者制度運用ガイドライン」改正のポイント

説明者：横浜市政策経営局共創推進課

内 容：改正の背景や主な改正点、目指す施設運営の姿について

(5) 参加申込

期限：令和7年11月28日（金）17時15分まで

定員：先着350名 ※説明会の概要は後日、本市ホームページに掲載予定です。

参加できなかった方もご確認いただけます。

方法：横浜市電子申請・届出システムにて、必要事項をご記入のうえお申込ください。

URL：<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2cd3a961-a0c6-4042-a348-0781746124b9/start>



裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 「指定管理者制度運用ガイドライン」改正の主なポイント

これまでの指定管理者制度の運用においては、施設運営における指定管理者の創意工夫を十分に生かせる仕組みとなっていなかったことや、人件費や物価の上昇など社会情勢の変化への対応の必要性等の課題がありました。

本改正においては、これらの課題への対応を行うことにより、指定管理者がノウハウを発揮しやすい環境をつくり、持続可能な運営の実現を図ります。改正を通じて「市民」、「指定管理者」、「横浜市」がそれぞれメリットを得られる“三方よし”的制度運用を目指してまいります。

【改正の概要】

指定管理者がノウハウを発揮できる環境づくり

指定管理者が行うことのできる事業範囲の拡大

- ・指定管理者の行う事業は、一定要件の下で収益事業も実施可能に
- ・自主事業の収益は原則として指定管理者に帰属

社会情勢の変化への対応

物価スライド制度の導入

- ・物価変動による経費の増加は市の負担とし、指定管理料に反映

賃金水準スライド制度の拡充

- ・賃金上昇による人件費の増加は、翌年度の指定管理料への反映に加え、新たに当年度の上昇分も市が負担

施設のあるべき姿を踏まえた運営へ

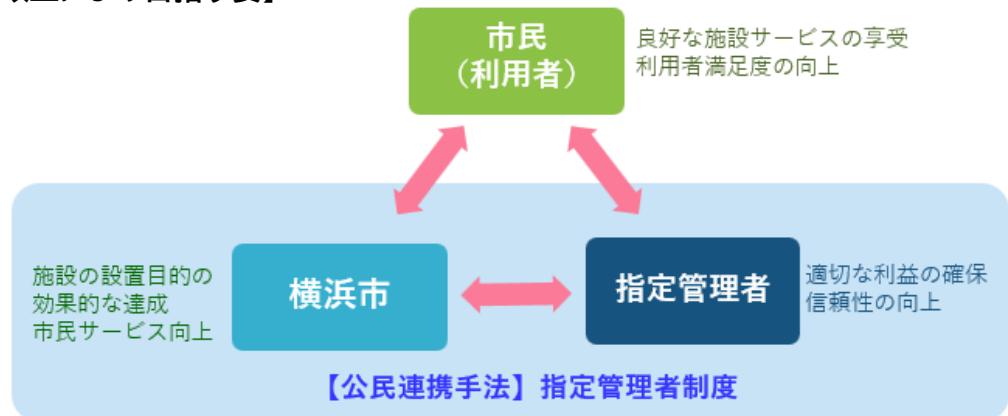
施設修繕の分担を明記

- ・指定管理者が行う修繕の範囲は比較的軽微な損傷等を基本とし、大規模修繕や機能向上を目的とする改修は市が実施

施設運営の検証と改善に向けた市の取組を明記

- ・指定期間ごとに施設の設置目的に照らして運営を振り返り、運営改善に活用

【制度改正により目指す姿】



※指定管理者制度や横浜市指定管理者制度運用ガイドラインについて

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.html>



お問い合わせ先

政策経営局共創推進課担当課長 田中 真紀子 Tel 045-671-4392



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

